

報道機関各位

令和7年12月1日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 清水 公雄

室長補佐 佐藤真一郎

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



熊本県特定（産業別）最低賃金の改正について

熊本労働局長（金谷雅也）は、下記のとおり熊本県特定（産業別）最低賃金に関する改正決定を行い、最低賃金法第19条第1項に基づき、令和7年12月1日に官報公示を行いました。

これにより、発効日は令和8年1月1日となります。（同条第2項）

記

【公示概要】

- ・熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 時間額 1,063円 (996円から67円引上げ)

発効日 令和8年1月1日

- ・熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

最低賃金額 時間額 1,074円 (1,019円から55円引上げ)

発効日 令和8年1月1日

熊本県の最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	1,034 円	令和8年1月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

熊本県特定(産業別)最低賃金

産業	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063 円	令和8年1月1日	次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの(※) ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」について、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	1,074 円	令和8年1月1日	(※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金適用の対象になります。
百貨店、総合スーパー	(改正なし 855円) * 最低賃金法第6条第1項により、 令和8年1月1日からは 1,034 円	(令和4年12月15日) が適用されます。 令和8年1月1日	

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③時間外割増賃金など
- ④休日割増賃金など
- ⑤深夜割増賃金など
- ⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。